

財務省告示第九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十五年度の初日から平成十六年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年二月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十六年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	四トン
四	二九、五五二トン
五	一、四七トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
五七三トン	六二二トン	一二、七四九トン	八八、二八九トン	三三、四八トン	一一トン	三九八、七八三トン	一、二二五、一七八トン	四、八四六、五五六トン	七四、一三七トン	一、七四七トン	四、七二五トン	二七、四七五トン	トン	トン	二五トン

二九	一、六七トン
二八	一七八トン
二七	一四、二トン
二六	二、五二四トン
二五	トン
二四	一七・二二トン
二三	五、一四七トン
三三	一九四トン
三一	三八、四七トン